

有田町原材料等価格高騰対策支援金 Q&A

	質問	回答
	1. 概要	
1-1	有田町原材料等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の概要を教えてください。	<p>原油・原材料価格の高騰により収益が悪化している町内で事業を営んでいる中小事業者もしくは小規模事業者に対し、一時金を交付することにより、その負担の軽減と事業の継続を支援するものです。価格高騰の影響を受けているかどうかを以下のいずれかの要件で確認します。</p> <p>①令和4年4月～9月までのうち任意の連続する3箇月（以下「対象期間」という。）の仕入額が前年同期間（以下「比較対象期間」という。）の仕入額より10%以上増加し、かつ、対象期間の売上高に占める仕入額の割合が前年同期間の売上高に占める仕入額の割合より増加していること。</p> <p>②対象期間の売上高に占める仕入額の割合が前年同期間の売上高に占める仕入額の割合より10%以上増加していること。</p>
1-2	支援金はいくらですか。	上記（項目1-1）で、①または②の要件に該当する場合、法人で100,000円、個人事業主で75,000円の支援金を交付します。
1-3	支給された支援金の使い方に制限はありますか。	使途は限定されていないため、各申請者の状況に応じて事業継続のため広くお使いください。
1-4	他の補助金等と支援金の併給は可能ですか。	支援金は、佐賀県が実施する「燃油高騰対策緊急支援金」および「原材料高騰対応緊急応援金」との併給はできませんが、他の給付金や協力金、各種補助金等との併給は可能です。しかし、他の給付金や協力金、各種補助金を運用する他の自治体等によっては、応援金を受給した場合併給できない場合があるので制度を運用する自治体等にご確認ください。
1-5	応援金は課税対象となりますか。また、申告の必要はありますか。	所得税、法人税については課税対象となるため、税法に則った手続きをしてください。詳細については、税務署にご確認ください。
	2. 対象者について	
2-1	具体的な対象の業種を教えてください。	<p>本支援金は、原油・原材料の高騰の影響を受けている事業者が対象となります。例えば、原油の高騰による影響であれば貨物運送業（トラック・軽貨物など）や旅客運送業（バス・タクシーなど）、建設業などが考えられます。原材料の高騰による影響であれば、製造業（印刷、食品など）、小売業（商店など）、飲食業などが考えられます。原則、原油・原材料の高騰の影響を受けている事業者が対象となるため業種の指定はありません。</p> <p>※原油・原材料の高騰の影響を受けている証明資料の提出を求める場合があります。</p>

有田町原材料等価格高騰対策支援金 Q&A

	質問	回答
2-2	どのような事業者が対象となりますか。	<p>この応援金の対象となる中小企業者及び個人事業主とは、「中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者（会社法上の会社）の範囲」又は「中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体等」を基本としております。具体的には以下の通りです。</p> <p>【中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の範囲】</p> <p>※下記のいずれかを満たすこと</p> <p>業種：資本金の額又は出資の総額：常時使用する従業員の数</p> <p>小売業：5,000万円以下：50人以下</p> <p>サービス業：5,000万円以下：100人以下</p> <p>卸売業：1億円以下：100人以下</p> <p>製造業：3億円以下：300人以下</p> <p>建設業：3億円以下：300人以下</p> <p>運輸業：3億円以下：300人以下</p> <p>その他：3億円以下：300人以下</p> <p>【中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体等】 （中小企業団体等の種類）</p> <p>第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 事業協同組合</p> <p>二 事業協同小組合</p> <p>三 削除</p> <p>四 信用協同組合</p> <p>五 協同組合連合会</p> <p>六 企業組合</p> <p>七 協業組合</p> <p>八 商工組合</p> <p>九 商工組合連合会</p>
2-3	どのような業種が対象外となりますか。	<p>本支援金は、下記に掲げる項目に該当する場合、対象外となります。</p> <p>①佐賀県が実施する「燃油高騰対策緊急支援金」または「原材料高騰対応緊急応援金」の交付を受けた又は受ける予定の事業者</p> <p>②農林漁業者</p> <p>③医療・福祉サービス業（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所及びその他の療術業を運営する事業者、又は薬局等で小売のみの事業収入（売上）である場合は除く。）</p> <p>④風営法に規定する性風俗関連特殊営業又は、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者</p> <p>⑤その他、法人税法別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織、本応援金の趣旨・目的に照らして妥当でないとして佐賀県が判断する者</p> <p>※業種については、「日本標準産業分類」を参考にしてください。</p>
2-4	飲食店は、申請対象となりますか。	本支援金の交付要件に該当する場合は、対象となります。
2-5	スナックやバーは申請対象となりますか。	本支援金の交付要件に該当する場合は申請対象となります。ただし、風営法に基づく「性風俗関連特殊営業」又は「当該営業に係る『接待業務受託営業』」でないことが必要です。
2-6	町内在住で、町外に事業所を構えている場合、支援金の対象となりますか。	有田町内で事業を営む中小事業者事業所が対象となるため、原則対象外です。

有田町原材料等価格高騰対策支援金 Q&A

	質問	回答
2-7	フリーランスや業務委託に基づく従業員等は、今回の応援金の対象となりますか。	本支援金は、仕入れが発生する事業者が対象となります。 また、以下の条件で働く先は原則申請対象外となります。 ①作業場、事務所、店舗を有していない。 ②雇用者、外注費がない ③報酬の収入先や仕入れ先が単数である ※業務委託契約書の内容次第では、申請対象となる場合があります。
2-8	インターネットで商品を販売しています。応援金の申請はできますか。	支援金の対象要件、趣旨、目的と照らし合わせ問題がないこと。また、販売している商品が自作している、あるいは、新品の場合は申請対象となります。 ※新品：使用されておらず、一度も小売りされていないもの。また、メーカー保証や不良品の交換等が受けられるもの。 ※中古品：使用されるか、一度でも小売りされたもの。また、メーカー保証や不良品の交換等が受けられないもの。
2-9	中古自動車販売業をしています。対象となりますか。	仕入が中古車のみの場合は、申請対象外となります。（中古車が製造された時期は、現在の原油・原材料高の影響を受けていないため）新車や備品の仕入れ等がある場合は、その仕入金額で申請手続きを行ってください。売上についても中古車販売額を引いた金額で申請手続きを行ってください。
2-10	給与所得がある場合や副業している場合は、支援金の申請はできますか。	給与所得がある場合、給与・雑所得に係る収入と事業収入を比較して、最も大きい収入(以下、「主たる収入」という。)が、事業収入である場合に限り対象となります。 ※コロナの影響により事業の売上が非正規雇用収入を下回った場合は、個別に判断いたしますので、有田町商工観光課にご相談ください。
2-11	NPO法人は、対象となりますか。	農林漁業、医療・福祉サービス業を除く事業収入で支援金の条件を満たし、当該事業収入が要件に該当する団体は応援金の対象となります。ただし、事業収入がある証拠書類として活動計算書、決算書等の提出が必要となります。 ※事業収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入のみを対象とします。
2-12	不動産収入で支援金を申請することができますか。	本支援金の申請要件を満たしている場合は、対象となります。 ※仕入は原油・原材料高騰によるものに限ります。（土地の仕入等は対象外となります） ※事業内容によっては、個別で聞き取り及び追加資料を求める場合があります。
2-13	医療・福祉サービス業で申請対象となる事業者はありますか。	医療・福祉サービス業は申請対象外となります。ただし、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所（日本標準産業分類番号：8351）及びその他の療術業（日本標準産業分類番号：8359）を運営する事業者は、支援金の対象となります。 ※事業内容が複数ある中で主たる業種が医療・福祉サービス業でない場合は、支援金の対象となる可能性があります。詳しくは、有田町商工観光課までお問い合わせください。

有田町原材料等価格高騰対策支援金 Q&A

	質問	回答
2-14	中小企業団体である協同組合です。申請対象となりますか。	組合員からの付加金のような事業性が認められない収入は、売上とみなしません。売上高の対象となる収入は事業収入である必要があります。事業収入は、例えば、組合員の売上に応じて組合に入ってくる販売手数料収入などが考えられます。証拠書類として事業収入と分かる決算書等の提出が必要となります。 ※事業収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入や株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入のみを対象とします。
2-15	個人事業主です。事業欄に農業収入があります。支援金の対象となりますか。	農業収入がある場合であっても、主たる収入が営業収入であれば対象となります。ただし、有田町農林課が実施する燃油・原材料等高騰対策事業関連交付金を受給される場合は対象外となります。
3. 申請手続きについて		
3-1	申請期間はいつですか。	申請受付期間は以下となります。 受付期間：令和4年10月3日（月）～12月21日（水） ※令和4年12月21日消印有効 (注意)申請期間後の受付は、原則出来ませんので申請書の提出は、早めにお願ひ致します。
3-2	申請はどのようにしたらよいですか。	申請は郵送又は持参で受け付けます。 有田町のHPまたは商工観光課窓口に申請書類を準備していますのでご確認ください。
3-3	本支援金において、「仕入」とは何を指しますか。	原則、決算書や確定申告書において、仕入として計上しているものが対象です（原材料や製品、燃油等）。 なお、不動産や中古品、外注費などは算定対象外となります。
3-4	提出書類の記載内容等は、正確なものでなくてはなりませんか。	提出書類の記載内容は、正確なものを記載してください。
3-5	売上高や仕入額の領収書等の提出はありますか。	申請受付時では、売上高・仕入高に関する領収書等の提出は求めています。しかし、審査を行う中で領収書等が必要であると総合的に判断した場合は、理由を説明し、個別に提出を求めます。 なお、確認資料の提出が出来ない場合には、不支給となりますのでご注意ください。
3-6	売上に各種補助金を計上してもよいですか。	売上金の中に各種補助金は加えないでください。

有田町原材料等価格高騰対策支援金 Q&A

	質問	回答
3-7	申請書や仕入・売上台帳に記入する売上は税込み、税抜きどちらになりますか。	どちらでも結構です。ただし、「申請書に記入する売上金額」と「売上月額が確認できる書類（法人概況説明書2ページ目や青色申告決算書2ページ目、売上台帳に記入する売上金額）」の条件が一致していることを確認してください。 ※前年同月期間の売上・仕入確認資料（法人概況説明書2ページ目や青色申告決算書2ページ目、売上台帳）の条件に合わせて申請手続きを行ってください。確認資料の数字が入金ベースの場合は、台帳や試算表も入金ベースのものになります。
3-8	提出する仕入・売上台帳は任意書式でよいですか。	任意書式で構いません。提出する資料は、原則使用している帳簿の提出をお願いします。帳簿を記載せず領収書等での管理の場合は、町のHPや申請書類に付属している仕入・売上台帳をご利用ください。領収書を台帳に転記する場合は、合計金額だけでなく取引履歴が分かるように記載してください。
3-9	法人だが、法人事業概況説明書の売上（収入）高欄は、千円単位となっているが、千円単位で比較したらよいですか。	比較対象期間の確認資料は千円単位となっても問題はありません。
3-10	対象期間の仕入額が前年同月期間と比較して増加していれば本支援金の対象となりますか。	支援金の対象要件は、以下のいずれかに該当しなければなりません。 ①令和4年4月から9月までのうち連続する3か月間（以下「対象期間」という。）の仕入額が前年同期間の仕入額より10%以上増加し、かつ、対象期間売上高に占める仕入額の割合より増加していること。 ②対象期間の売上高に占める仕入額の割合が前年同期間の売上高に占める仕入額の割合より10%以上増加していること。
3-11	事業活動のために燃油を使用していますが、燃料代は、確定申告書（決算書）において「仕入」ではなく「経費（一般販売管理費）」として計上しています。この場合、燃料代を仕入に含めることはできますか。	業種を問わず、「経費（一般販売管理費）」に計上している「燃料代」を仕入に含めることも可能です。 ただし、「経費（一般販売管理費）」に計上している「燃料代以外のもの（消耗品代など）」を仕入に含めることはできません。 なお、仕入に含めることができる燃料代は、事業活動に要するものに限ります（自家用は対象外）。
3-12	個人事業主から法人になった場合（法人成り）はどうしたらよいですか。	法人成りの場合、法人での申請となります。 法人成りした証拠書類として法人設立届等や廃業届の提出が必要となります。 要件の比較については、同一事業であれば個人事業者の時の売上高・仕入額と比較してください。 他事業が含まれる場合は、個別での判断となりますので有田町商工観光課までお問い合わせください。

有田町原材料等価格高騰対策支援金 Q&A

	質問	回答
3-13	法人が個人事業主となった場合（個人成り）はどうしたらよいですか。	個人成りの場合、個人での申請となります。 個人成りした証拠書類として開業届や廃業届の提出が必要となります。 要件の比較については、同一事業であれば法人の時の売上高・仕入額と比較してください。 他事業が含まれる場合は、個別での判断となりますので有田町商工観光課までお問い合わせください。
3-14	個人事業主で事業承継をした場合、対象となりますか。	事業継承の場合、事業継承した証拠書類として開業届や廃業届の提出が必要となります。 仕入額の比較については、同一事業であれば事業継承前の仕入額で比較してください。 他事業が含まれる場合は、個別での判断となりますので有田町商工観光課までお問い合わせください。
3-15	提出に必要な確定申告書（決算書）の控えに収受印がない場合はどうしたらよいですか。	<p>【電子申請をしている法人や個人事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の上部に「電子申告の日付」と「受付番号」の記載のあるものについては、収受印があるものとみなします。 ・上記記載がないものについては、受信通知を提出してください。（受信通知とは、「申告書の氏名または名称、提出先税務署、受付日付及び申告した税目などが表示された、申告等が税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの」です） <p>【紙で確定申告を提出し、収受印がない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者の場合で、税務署に閲覧請求により、提出した確定申告書の写真で収受印が確認できる場合には、写真でもかまいません。 ・法人、個人事業者共に事業所得金額が確認できる資料（納税証明書等）をご提出ください。
3-16	所得がないため確定申告をしていない場合はどうしたらよいですか。	住民税申告書類様式（令和4年度市県民税申告書の控え）の写し（収受印押印のもの）をご提出ください。 住民税申告書類様式（令和4年度市県民税申告書の控え）の写しの提出ができない場合は、住民税の納税証明書をご提出ください。 ※申告の数字の根拠資料の提出が必要になります。
3-17	提出に必要な確定申告書の控えが手元にない場合はどうしたらよいですか。	確定申告書等を提出した税務署にて閲覧要求及び開示請求を行うことができます。詳しくは、税務署にご確認ください。
3-18	誓約書は自作してもよいですか。	いいえ。 必ず所定の様式をご使用ください。
3-19	口座振替申請書の申請者と口座名義が異なってもよいですか。	振込先口座は申請者本人の口座に限ります。

有田町原材料等価格高騰対策支援金 Q&A

	質問	回答
3-20	個人事業主です。屋号は必要ですか。	事業実態を把握するために屋号の記入をお願い致します。
3-21	申請後に申請内容の誤り等に気づいた場合はどうしたらよいですか。	申請後、申請内容に誤りに等に気づいた場合は、速やかに有田町商工観光課までご連絡ください。 なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、応援金を受給しようとする行為は不正受給に当たります。
3-22	法人税確定申告書別表一がありません。どうしたらよいですか。	支援金は、事業収入による売上高や仕入額で対象要件を確認するため、法人税確定申告書別表一がないと審査対象外となります。
3-23	法人で「法人事業概況説明書」を作成していません。どうしたらよいですか。	法人事業概況説明書がない場合は、売上・仕入台帳等の売上高・仕入額が分かる資料にて比較します。
3-24	第三者が申請手続きをする場合は、委任状は必要ですか。	委任状は必要ありません。 申請者は申請内容を必ず確認し誓約書の代表者氏名欄に自署してください。 ただし、支援金の申請において同一申請者名義で複数回の申請を発生するという事案が多く発生しています。 原則、申請手続きは、申請者自身で行ってください。また、申請手続きは配達記録の残る郵送でお願いしています。 受付トラブルが起きた際は、配達記録が申請の証拠資料になります。 ※連絡者欄が第三者の場合、申請者との関係を確認致します。また、申請内容に関する事は原則申請者本人にお問い合わせとなりますのでご了承ください。
3-25	書類上の事業者と実際の経営者が違います。応援金の対象となりますか。	書類上の事業者と実際の経営者が違う場合は、申請対象外となります。ただし、それが親族である場合は申請対象となる場合がありますので有田町商工観光課までご相談ください。
3-26	「対象要件確認シート」の記入方法がわかりません。	有田町のHPで公開している「対象要件確認シート」で資料を作成できる場合は、売上高、仕入額を入力するだけで自動計算されますのでご活用ください。 それ以外の方は、有田町商工観光課までご連絡ください。
	4. 審査について	

有田町原材料等価格高騰対策支援金 Q&A

	質問	回答
4-1	いつ支給されますか。	書類の不足がない場合、申請書が有田町商工観光課に到着してから3～4週間程度での支給を予定しています。申請が立て込む受付期間の後半は、さらに時間を要することも想定されますので、早めの申請をお願いします。また、申請内容に何らかの確認を必要とする場合や不備が多い場合は、支給まで時間を要してしまうことがあります。
4-2	審査の進捗を教えてください。	支援金受付件数が多いことが想定されます。そのため個別の審査状況をお答えすることができません。審査内容に不備等がある場合は、有田町商工観光課から申請書に記載された連絡先にご連絡をいたします。また、郵送で書類をご提出される場合は、簡易書留やレターパックなど申請者が郵送状況を追跡できる方法でご提出ください。
4-3	審査結果の内容を教えてください。	審査結果の内容については、お答えしておりません。また、文書等でのご回答も致しておりませんのでご了承ください。 ※審査の結果、応援金の交付が確定した方に対しては、交付通知を郵送します。
4-4	追加で書類の提出を求められることはありますか。	必要最小限で審査を進めますが、審査の過程において、別途資料の提出を求められることがあります。なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不交付として決定させていただきます。また、提出書類は返却いたしません。
4-5	有田町商工観光課から依頼された書類を提出しなかった場合はどうなりますか。	有田町商工観光課が依頼した書類の提出がない場合は、審査ができないため支援金は不交付となります。その際、すでに頂いている書類の返却はいたしません。
4-6	不足資料は、どのように提出したらよいですか。	審査の中で有田町商工観光課より不足書類の提出を依頼された場合は、有田町商工観光課の指示に従い不足書類の提出をお願いします。
5. その他		
5-1	支援金を複数回受給することができますか。	複数回の受給はできません。誤って複数回受給した場合は交付決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返金するとともに加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の支払いを求められる場合があります。
5-2	支援金を受給した後に誤りに気づきました。どうしたらよいですか。	有田町商工観光課まで速やかにご連絡ください。改めて審査を行います。※再審査の結果、支給対象外となった場合は、支援金を返還するとともに加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の支払いを求められる場合があります。

有田町原材料等価格高騰対策支援金 Q&A

	質問	回答
5-3	申請期間後も申請手続きをしてもよいか。	申請期間内にお手続きをしてください。
5-4	申請方法が分かりません。有田町商工観光課に行ってもいいですか。	来ていただいて構いません。 ただし、担当者不在の場合がございますので、できる限り事前にご連絡の上、お越しく下さい。TEL：0955-46-2500